



社協だより



写真中央：令和5年度漢那小学校福祉体験学習（関連記事＝P6）

主な内容

- 「令和5年度宜野座村社会福祉協議会一般会計収支報告」..... P 2
- 「沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会～令和4年度募金活動実績報告～」 ... P 3
- 「～広がる支援の輪～皆様からのご支援・ご協力、心から感謝いたします」 P 4
- 「新理事・監事の紹介」 P 5
- 「令和5年度漢那小学校福祉体験学習」 P 6
- 「宜野座村子育て支援ていんの会」「宜野座村老人クラブ連合会」
「福祉車両貸し出しのご紹介」 P 7
- 「宜野座村民生委員児童委員協議会」 P 8
- 「地域活動支援センターアイリス」 P 9
- 「就労支援センターはばたき」 P 10・P 11
- 「相談支援事業所ハピネス」 P 12
- 「宜野座村訪問介護事業所（ホームヘルパー）」 P 13
- 「宜野座村通所介護事業所（デイサービスセンター）」 P 14
- 「食料支援を行います～宜野座村社会福祉協議会食料支援事業～」 P 15
- 「福祉用具をお貸しします（宜野座村社協福祉用具無償貸与事業）」 P 16
- 「歳末たすけあい募金配分金による法外援護事業」 P 17
- 「宜野座村社会福祉協議会福祉サービス苦情解決委員会の紹介」 P 18



令和4年度 宜野座村社会福祉協議会一般会計収支報告

《収入》

《単位：円》

会費	(各世帯・各種団体・企業などからの会費)	642,500
寄付金	(一般寄付や香典返しなどの寄付金)	847,000
村補助金	(社協運営補助金)	31,562,331
地域福祉活動費収入	(各区事務所より)	2,060,000
共同募金配分金収入	(赤い羽根募金・歳末たすけあい募金)	1,669,022
受託金収入	(福祉センター施設管理・地域活動支援センター・県社協受託金)	26,940,226
事業収入	(外出支援・移動支援利用者利用料・自動販売機売上手数料)	203,616
介護保険事業収入	(介護報酬・利用者利用料・食費・その他の利用料)	87,668,553
就労支援事業収入	(野菜・苗・手芸品・EM石鹸・さとうきび苗・ベビーリーフ袋詰・焼き芋・門松)	2,598,117
障害福祉サービス等事業収入	(自立支援給付費・障害者福祉サービス費)	38,731,480
受取利息配当金収入	(貯金・定期利息)	17,747
その他の収入	(受入研修費・配食サービス利用料)	557,200
雑収入	(退職金掛金・差益)	4,524,202
施設整備等補助金収入	(地方公共団体からの補助金等)	0
その他の活動による収入		7,699,130
収入合計		205,721,124

《支出》

人件費	(役員手当、職員給与・社会保険料・労災支出)	150,676,209
事業費	(福祉サービス事業に係る費用)	22,783,569
事務費	(福祉サービス事務に係る費用)	13,182,777
就労支援事業支出	(製造に係る費用)	6,640,838
助成金	(母子寡婦福祉会・障害児親の会・各区ミニデイサービスへの負担金)	740,000
負担金	(県社協・北部社連等への負担金)	103,833
固定資産取得支出	(車両・空調機・ソフトウェア等)	5,865,906
退職積立金支出	(職員退職金積立金)	957,748
その他の活動による支出		3,685,010
支出合計		204,635,890
当期資金収支差額合計		1,085,234



沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会



あなたの善意で笑顔が広がる 共同募金活動(赤い羽根・歳末たすけあい)

～令和4年度募金活動実績報告～



村民の皆様には、令和4年度も、本会の募金活動の取組みにつきまして、御理解・ご協力を頂き、衷心より深く感謝申し上げます。

お陰様で、昨年度も、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金共に、目標募金額を達成することができました。

皆様から、本会に寄せられました多くの貴重な浄財は、今年度においても、県内の社会福祉施設・団体における福祉活動や村内の地域福祉・在宅福祉活動等を行う為の財源として活用させて頂きます。

今後とも、本会の活動の趣旨をご理解頂き、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度共同募金目標額

- ①赤い羽根 1,117,000円
- ②歳末たすけあい 800,000円

令和4年度募金使途計画の内訳 (令和5年度事業)

赤い羽根	
高齢者福祉活動費	421,837円
・給食配達サービス事業	
児童・青少年福祉育成活動事業	400,000円
・ボランティア活動協力校(園)指定事業 ・こいのぼり会	
母子・父子福祉活動事業	100,000円
・当事者団体運営費	
障がい児・者活動事業	140,000円
・当事者団体運営費	
中央配分額(県内の社会福祉施設・団体へ配分)	278,000円
歳末たすけあい	
法外援護事業	1,229,234円
食料支援事業	
福祉用具無償貸与事業	
その他福祉関連行事開催に係る諸費	

令和4年度共同募金活動実績 (円)

募金方法	赤い羽根	歳末たすけあい
戸別募金	686,000	402,300
街頭募金	34,902	
法人募金	261,181	510,000
学校募金	37,768	0
職域募金	289,013	297,455
イベント募金	0	0
個人募金	21,660	19,000
物 品	0	0
その他募金	4,313	479
大口募金	5,000	
合 計	1,339,837	1,229,234

～広がる支援の輪～
皆様からのご支援・ご協力、心から感謝いたします

【令和5年3月16日 沖縄北部法人会 女性部会様 食料品・日用品】



【令和5年6月27日 沖縄ヤクルト株式会社様 ヤクルト 870本】




地域福祉へのご理解、ご協力、
ありがとうございました。
皆様から寄せられました食料品等
は、宜野座村の地域福祉のために
大切に活用させていただきます。



～令和5年3月～令和5年7月までの受付分～



寄付者名	寄付目的
安富 健一 様	故妻末美様の香典返しとして
仲村昭栄・シゲ様	地域福祉の為
(株)大成ホーム 喜名 奎太 様	地域福祉への貢献の為
山内 勝枝 様	故夫時男様の香典返しとして
東武サービス 東 武人 様	地域福祉の為
～金一封ありがとうございました～ 	



【株式会社大成ホーム 喜名 奎太 様】

～新理事・監事の紹介～

任期満了に伴い、令和5年6月26日の評議員会の承認を経て新理事・監事と役職が決まりました。

【任期：令和5年6月26日～令和7年度定時評議員会の終結の時まで】

No.	氏名	役職名	選出区分
1	金 武 司	理事（社協会長）	学識経験者
2	宮 里 久 美	理事（社協副会長）	学識経験者
3	末 石 森 春	理事	福祉専門機関代表
4	島 袋 禎 子	理事	行政代表
5	新 里 朝 行	理事	宜野座村区長会代表
6	新 里 文 彦	理事	宜野座村議会代表
7	佐 久 本 勇	理事	学識経験者
8	伊 差 川 研 作	理事	地域の福祉施設代表
9	松 田 健	理事	民生委員児童委員代表
10	島 田 忠 博	理事	学識経験者（福祉専門機関）
11	新 里 文 康	理事	学識経験者（財政専門機関）

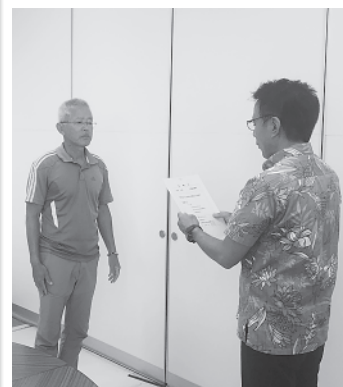
「社協会長には、金武司氏が再任」「新副会長には、宮里久美氏が就任」

6月26日に、令和5年度第2回理事会が開催され、議案第1号にて会長・副会長の選定について審議された結果、立候補により、理事の金武司氏（漢那区）が会長に再任されました。

また、これまで2期（4年）に亘り、社協の理事及び副会長として、ご尽力された山城悦子氏（宜野座区）がご勇退されました。山城氏の退任に伴い、理事会における各理事からの推薦により、新理事の宮里久美氏（宜野座区）が、新副会長に選任されました。

会長になられた金武司氏は、宜野座村社協において3期目の会長職就任となります。金武氏は、理事会において、「社協の地域福祉推進の為に、もう1期会長として社協の事業運営に携わり、尽力していきたい」と強い意気込みを語っていらっしゃいました。新副会長の宮里久美氏は、社協の評議員の役職を経て、この度、地元愛と誰もが住み良い村づくりのために、地域福祉を推進する社協の事業運営に貢献したいという強い想いで、社協理事へ就任、今回の副会長選任となりました。

会長と副会長に就任致しましたお二方には、今後もさらに、宜野座村社会福祉協議会という社会福祉法人が、宜野座村の地域住民にとって、必要不可欠な機関として位置づけられるよう、共に一丸となって連携し、社協の福祉経営の舵取り役としてご尽力されることを、社協職員全員が切に願っております。



副会長 宮里 久美 (左)

【令和5年度 漢那小学校福祉体験学習】

----- 福祉に関する講話～福祉の現場で活躍する専門職の仕事内容の紹介～ -----



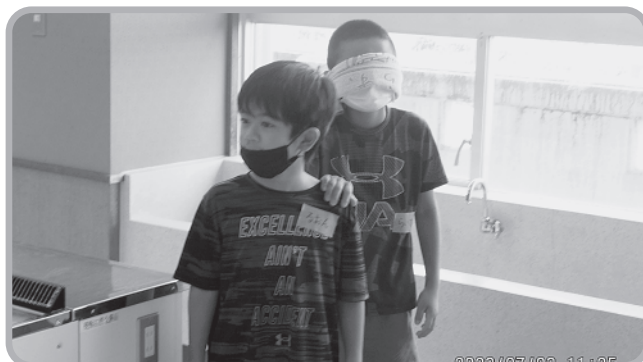
令和5年7月3日（月）に漢那小学校において、4年生を対象に福祉体験学習を実施しました。この学習は、「児童・生徒及び地域住民の福祉の心の醸成を図りつつ、社会福祉への理解と参加を高め、共に生き、共に支えあう地域社会をつくる」ことを目的に、毎年度、村内の学校からの依頼により行っている福祉教育プログラムです。今年度も、漢那小学校、宜野座村社協、宜野座村役場健康福祉課、宜野座村民生委員児童委員協議といった関係機関連携の下、開催しました。

漢那小学校の生徒のみなさんは、体験学習の趣旨の説明を受けた上で、「高齢者疑似体験学習」、「視覚障がい者サポート体験学習」、「福祉に関する講話～福祉の現場で活躍する専門職の仕事内容の紹介～」のプログラムを受講し、当事者の気持ちや福祉に携わる専門職の仕事内容を学習・理解した上で、福祉とは、「全ての人々が、その人らしい普通の、あたりまえの、幸せな日常生活を送れることであり、その為には、人はみんな、それぞれ生き方が違うということを理解し、一人一人が思いやり、優しい心、感謝の心を持ち、互いに認め合いながら、自分ができることで相手を支え、自分ではできないことは、誰かにお願いして、手助けしてもらって関係性づくりを行っていくことが大切である」ということを学びました。学習したことを少しでも生かして、これから多くの場面で、周囲の人々に、自分なりの、たくさんの優しさを届けられる生徒になって頂きたいです。

----- 高齢者疑似体験学習 -----



----- 視覚障がい者サポート体験学習 -----



宜野座村子育て支援ていんの会

『令和5年度 第1回座談会』

令和5年6月29日（木）19時から21時まで、宜野座村地域福祉センターにおいて、座談会が行われました。今回の座談会には、ゲストに宜野座村役場健康福祉課障害福祉係の職員をお招きし、お子様が、日々利用している福祉サービスについて、分からないことや気になること等について、ゲストに質問をしながら、情報交換や意見交換等を行いました。座談会には、会員の皆様だけでなく、ていんの会の活動に興味があつて参加された保護者の方もいらっしゃいました。

子育て支援ていんの会では、子育てに困り感を感じている親やその家族を中心に、イベント等を通じて定期的に交流活動を行い、子育てに関する悩みや不安、疑問などを情報交換しながら、楽しく子育てができるようなサポートを行っております。興味のある保護者やお子様の方がいらっしゃいましたら、お気軽に、子育て支援「ていんの会」事務局（宜野座村社会福祉協議会）（098-968-8979）までお問合せ下さい。

宜野座村老人クラブ連合会

『第1回 村老連パークゴルフ大会』

令和5年6月22日（木）宜野座村の漢那パークゴルフ場において、第1回村老連パークゴルフ大会が開催され、漢那区の「漢那Aチーム」が優勝。また、準優勝は、惣慶区の「惣慶Aチーム」でした。優勝及び準優勝チームは、令和5年6月28日（水）に開催されました「第1回北部地区老人パークゴルフ大会」へと出場し、「漢那Aチーム」のメンバーがみごと優勝を果たしました。



福祉車両貸出のご紹介



宜野座村社会福祉協議会では、福祉車両を、宜野座村在住の方に貸し出す取り組みを行っています。この福祉車両は、車いすご利用者の為、病院への送迎や家族でのお出掛け等の際に、貸し出す車両となっておりますので、ぜひ、ご活用下さい。

※車両の借用には事前予約申込が必要です。

※詳しくは事務局（098-968-8979）まで、お問合せ下さい。



宜野座村民生委員児童委員協議会



令和5年度（民生委員・児童委員の日）活動強化週間 ～村内学校訪問（PR活動・情報交換会）～

毎年、5月12日から18日迄の期間中は、「民生委員・児童委員の日（民生委員活動強化週間）」として、民生委員児童委員は、民生委員児童委員の活動についてPR活動を行うこととしています。そして、宜野座村民生委員児童委員協議会でも、令和5年7月中に、民生委員児童委員、主任児童委員らで、宜野座村内の小学校、中学校を訪問、校長先生、教頭先生と面会し、日々の民生委員児童委員協議会の活動について、パンフレットをお配りしながらPRを行い、先生方と共に、学校内で抱える課題や宜野座村内における保護者や子どもに関わる福祉的課題等について情報交換・意見交換を行いました。各学校の学校長と教頭も快く宜野座村民児協のPR活動に協力して頂き、丁寧に耳を傾けてらっしゃいました。宜野座村民児協と学校間で活発な情報交換や意見交換等ができ、宜野座村の民生委員児童委員、主任児童委員のみなさんにとっても貴重で有意義な取り組みとなりました。



石川警察署宜野座駐在所の署員さんとの連絡会

令和5年6月14日（水）に行った「6月事例検討委員会（定例会）」において、石川警察署宜野座駐在所の神谷司氏と「地域における高齢者をはじめとした住民の見守りや関係機関との連携、地域における課題の状況等」について情報交換・意見交換を行いました。



令和5年度「個人情報に関する研修」の開催

令和5年6月27日（火）に、宜野座村民児協主催による、令和5年度個人情報に関する研修が宜野座村役場にて行われました。本研修には、講師として、美ら島法律事務所弁護士で、NPO法人子どもシェルターおきなわの理事長でもある横江崇氏をお招きし、「福祉現場で知っておくべき個人情報保護～個人情報保護法の法制度と実務～」と題して、個人情報保護法の制度の概要についてご説明頂き、行政機関、民間企業、民生委員児童委員等が守るべき規律・ルールや情報のずさんな取扱いにより起こるトラブル内容等について確認し、個人情報の適切な管理・取り扱いのあり方等について学習しました。本研修には、民児協の民生委員児童委員以外にも、行政職員や社協の専門職、区事務所の職員等、対人援助サービスに従事する多くの関係者の皆様にご参加頂きました。



地域活動支援センターアイリス

～ 行事紹介 ～

『調理実習』 月に1回調理実習を行っています。利用者の皆さんからのリクエストメニューやイベントに合わせて行っています。和気あいあいと楽しく参加しています。

4月～「手巻き寿司」



6月～「スイーツピザ」



『ピクニック』 年に数回はピクニックや社会見学も行っています。季節に合った行き先を決めて、昼食はお弁当を用意しています。心も体もリフレッシュできます♪

3月～「東村つつじ祭り」



5月～「大宜味村シークワサーパーク」



【地域活動支援センターアイリス】とは

障がい者等が地域において自立した日常生活が営めるよう行政・医療・福祉・地域住民が連携し、当事者とその保護者の意思及び人格を尊重し、障がい者福祉の増進を図ることを目的としています。

『主な活動内容』

- ◎活動支援 (生産活動、創作活動機会の提供、憩いの場、自宅等への訪問支援)
- ◎余暇活動 (レクリエーション等の実施)
- ◎相談支援 (悩み相談・就労支援・家族支援・情報提供等)



【開所日】 月曜日～金曜日

【時間】 9:30～15:00

【休所日】 土・日・祝日・慰霊の日

年末年始(12/29～1/3)

【利用料】 無料 【送迎】 無料(※要相談)

【問合せ】 ☎098-923-0161

*その他質問等ありましたらお気軽にお電話ください。

就労支援センターはばたき



～ 宜野座を明るく照らす笑顔の取り組み ～



浜下り & BBQ



今年度最初のイベントは「浜下り」でした♪毎年恒例となったビーチクリーンでゴミ拾い！キレイになったビーチで気持ち良くのんびり過ごしました。その後ははばたきに帰って皆でBBQの下ごしらえ。大雨を避けながら屋根の下、久々にお腹いっぱい食べて大満足でした！！



BBQの仕込みは
みんなでね！！



～はばたきでとれたよぉ～

～じゃがいもパーティー&1.2.3月誕生会～



3月末、はばたき花壇と畑で初収穫した数百個のジャガイモを皆で調理。クリームシチューや炒め物にしてジャガイモパーティーをしました。

食事後は誕生会を開催。飛び入りの余興大会となり、歌ったり踊ったりと大盛り上がり的一天となりました。





朝基さん優勝



勉強会【糖尿病について】

今年度、毎月開催の利用者勉強会。テーマは『糖尿病』。毎日飲んでいるジュース類の砂糖の量を分かりやすくスティックシュガーの本数で学んだり、個別の悩み相談まで丁寧に対応していただきました！

特別外部講師

【小谷由貴さん】



勉強会『衛生と清潔』



毎日お風呂入って清潔にしましょう!!
衛生管理で健康になりますよ!

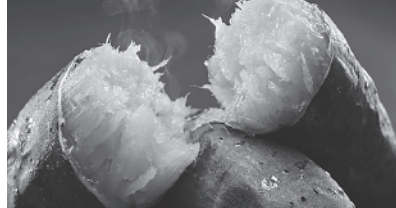


ドライブ「轟の滝」

毎月1回のショッピングと抱き合わせてドライブを実施。パワースポットで有名な数久田の「轟の滝」へ行きました。天気にもめぐまれ心地よい日差しの中、滝の水しぶきでたくさんのマイナスイオンを浴びることができて、身体も心も満たされました♪

☆現場実習性☆

毎週火曜日 販売中!!



焼いて妬かれて
恋焦がれて
石焼きいも
どんなときも
温まるのは
身体だけじゃない

【宮城兄弟が空手演武】

春休み期間を利用して、社協デイサービス誕生会で空手演武を披露。帰りにはばたきでも空手と棒術を披露してくれました。



金メダル目指してガンバります☺



劉衛流 宜野座景光龍鳳館
宮城みなとさん(名護高1年)
いちかさん(松田小3年)

はばたき元気印 スローガン

『いそぞ! 1. 2. 3. ダー!』

- 一、私の笑顔がみんなを笑顔にします! 『いそぞ!』
- 一、声をかけ合い、私から進んで行動します!
- 一、今日もやる気 元気 はばたき

友だち募集中

ID:@916lirug

利用者募集中! あなたの『働きたい!』を応援します! ☎:968-4601

相談支援事業所ハピネス

相談支援事業所ハピネスは、障がいや難病をお持ちの方の生活に関わるご相談をお受けしています。お困りのことやご質問などございましたら、電話番号 | 098-923-0118 に、ぜひご相談ください。

ご対象 | 主に、宜野座村に在住・住民票をお持ちで、障がいや難病をお持ちの方・そのご家族やご関係者の方

実施事業 | 障害者相談支援事業(宜野座村相談支援事業)

※ 現在、指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業につきましては、新規のご利用受付を停止しております。

開所日 | 月曜日～金曜日 時間 | 8:30～17:15 問合せ | 098-923-0118

休所日 | おおむね土・日・祝/慰霊の日/年末年始 (12/29～1/3)

障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスとは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(略称：障害者総合支援法)に基づく、障がいや難病をお持ちの方を対象にした、生活を支えるための支援を指します。また、児童福祉法に基づいた、おおむね18歳未満の障がい等をお持ちの方を対象にした、障がい児支援も在ります。

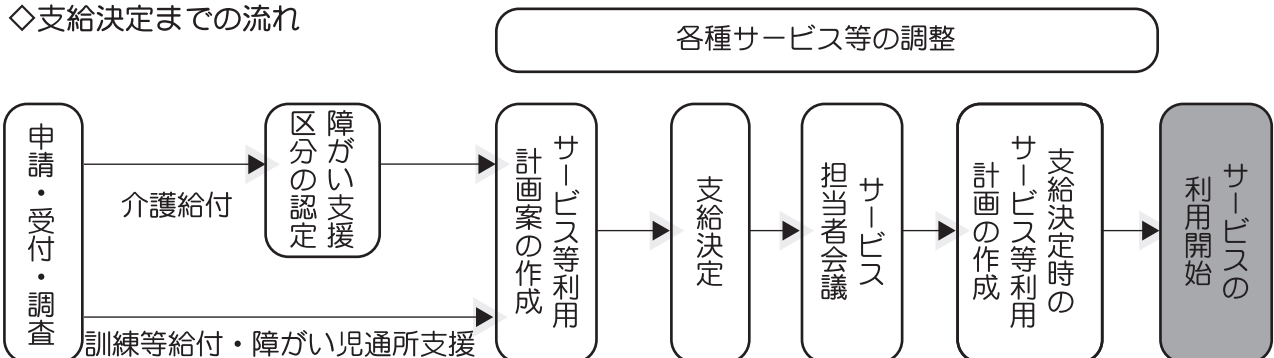
障がい福祉サービスと障がい児支援は、以下のように幾つかの種類に分かれます。そして、これらのサービスや支援の利用をする場合は、宜野座村健康福祉課への申請や支給決定が必要です。

(宜野座村健康福祉課『宜野座村 健康保険 年金・保健 福祉のしおり 令和3年度版』より引用)

宜野座村社会福祉協議会では、「宜野座村居宅介護事業所」で居宅介護・重度訪問介護を、「就労支援センターはばたき」で就労継続支援B型を、障がい福祉サービスとして実施や提供をしています。

障がい福祉サービス	介護給付	居住系サービス	訪問系サービス		日中活動系サービス	
		施設入所支援	居宅介護	同行援護	療養介護	
訓練等給付	共同生活援助	重度障がい者等包括支援	重度訪問介護	行動援護	生活介護	
			自立生活援助	自立生活援助	自立訓練(機能訓練)	就労移行支援
					自立訓練(生活訓練)	就労定着支援
					宿泊型自立訓練	就労継続支援A型
					就労継続支援B型	
障がい児支援	障がい児入所支援		障がい児通所支援			
	福祉型障がい児入所支援	保育所等訪問支援	児童発達支援	医療型児童発達支援		
	医療型障がい児入所支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス			

◇支給決定までの流れ



宜野座村訪問介護事業所（ホームヘルパー）

～ 1年365日まごころをもってサービス提供致します～

りよう みなさま じたく せいかつ たの す ょう
利用される皆様のご自宅での生活が楽しくおだやかに過ごせる様、
いっしょ しえん おこな
一緒に支援を行っていきます。



◆障害者総合支援（居宅介護事業）

利用者（障害者・児）が安心して居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、身体、その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出における介護の他、生活全般にわたる援助を適切に行い、在宅生活を支援致します。

生活援助

- ★掃除・洗濯
- ★ベッドメイク
- ★衣服の整理
- ★調理・買い物
- ★服薬指導
- ★相談助言など

身体介護

- ★食事介助
- ★清拭・入浴介助
- ★着脱衣や体位交換
- ★移動
- ★日常動作の介助
- ★通院・外出の支援

◆軽度生活援助事業（宜野座村委託）

日常生活を営むのに支障のある高齢者の世帯に対し、生活援助員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の福祉の向上を図ることを目的とします。

◆外出支援事業（宜野座村委託）

概ね65歳以上の要介護老人及び重度の身体障害者であって、一般の交通機関を利用することが困難な方々に対し、自宅から医療機関等へ外出する際の送迎です。対象者の心身の健康維持と在宅生活の支援を図るために行うサービスです。

◆移動支援事業（宜野座村委託）

屋外での移動に困難のある障害児（障害者）について、余暇活動等、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

※ご相談は下記までお問い合わせ下さい
宜野座村訪問介護事業所
098-923-0770(直通)
担当 管理者 並里

宜野座村通所介護事業所(デイサービスセンター)

3年ぶりのミニミニ運動会・七夕祭り



久しぶりのミニミニ運動会と七夕祭りに、利用者の皆さん！職員！共に気合いを入れ、会を盛り上げながら頑張っていました！利用者の皆さん、スッキリした顔とこみ上げる笑顔を見せながら、楽しく会に参加されていました！



食料支援を行います

～宜野座村社会福祉協議会食料支援事業～

〈対象者〉

宜野座村在住者で、生活に困窮し食べる物に困っている者や日常生活上において福祉的な課題を抱えている者で、行政機関、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と十分連絡・調整を行ったうえで、制度・支援策につながる者またはつながる可能性がある者

〈利用までの流れ（相談・申請・登録）〉

- ※食料支援を受けるには、面談等を通して事前の相談・申請・登録が必要となります。
- ※申請者の住民票謄本、所得課税証明書、又は非課税証明書の提出が必要となります。
- ※本人のみならず、代理（家族、親族、支援機関等）による相談・申請・登録・食料受取が可能です。
- ※事前の相談・申請を行っても、検討の結果本事業の対象とならない場合があります。
- ※その他詳細については、宜野座村社会福祉協議会事務局までお問合せください。

〈提供食料内容（例）〉

米 麺類 インスタント 缶詰
お菓子 調味料 飲み物 等

※在庫の状況によって、ご希望に添えないこともあります。



※イメージ画像
《実際の形状等とは異なる場合があります》

〈食料支援回数〉

支援回数は、原則月1回程度を限度とします。
※月1回以上の支援については、相談対応・状況確認等により緊急性等の状況を判断して検討、実施します。

〈申請・登録・利用にあたっての注意事項〉

食料は無償で提供します。但し、以下の注意事項に同意して頂いた上での利用となります。

- ①給付食料は転売しないこと
- ②給付食料は消費期限内に消費すること
- ③受け取った後の食品衛生上の問題は支援対象者の責任となる



お気軽に、宜野座村社会福祉協議会事務局（968-8979）までお問合せください。

宜野座村社協福祉用具無償貸与事業

福祉用具をお貸しします

〈対象者〉

宜野座村内の在宅で暮らしている方で、**緊急使用**または**新規購入のためのお試し期間**として、貸出しが必要となった場合に貸し出します。

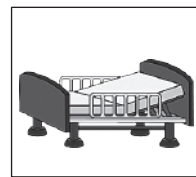
- 病気やケガで、緊急的に福祉用具が必要となった方。
- 介護保険等のサービスを利用するまでの間。
- 福祉用具が利用できるかどうか試す場合。
- 病院や施設などから一時的に帰宅する場合。
- 外出等で必要な場合。
- ボランティア活動で使用する方（関係機関・団体等）
・・・など、短期間での利用。



※介護保険制度を利用されている方や、障害者手帳の交付を受けている方は、各制度の福祉用具貸与（購入）が受けられる場合がありますので、各担当へ相談してください。

〈貸与用具〉

車椅子、歩行器、ポータブルトイレ、シャワーチェア、手すり、介護ベッドなど



※在庫に限りがありますので、ご希望に添えないこともあります。

※イメージ画像（実際の形状（規格）と異なる場合があります）

〈貸与期間〉

貸与期間は、**原則3か月**を限度とします。

（状態に応じて延長が必要となる場合は相談に応じます）

〈費用〉

費用は**無料**です。但し、福祉用具を故意又は過失により破損・紛失された場合、修理代を実費負担していただく場合があります。また、返却するときは、福祉用具の清掃を行ってお返しく下さい。

〈貸与手続き〉

所定の借用書に必要事項を書き込み、社協へ提出してください。

（借用書は社協にあります）

お気軽に、宜野座村社会福祉協議会
（968-8979）までお問合せください。



宜野座村社会福祉協議会（沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会）

歳末たすけあい募金配分金による法外援護事業

〈目的〉

宜野座村に居住する緊急的・一時的な支援・保護を必要とする困窮世帯で、他の支援制度等を優先的に用いても、尚も支援を受けることが非常に困難な村民に対し、募金の配分金を活用した、金品又は物品による支援（法外援護）を行います。

〈対象者〉

※原則、宜野座村に住所を有する世帯で、世帯の中から1名のみの申請です。

※世帯分離（一つの住居に同居しながらも、住民票の世帯を複数に分けること）を行っている世帯からの申請については、生活実態（生計同一）の有無を確認した上で、世帯毎の申請の可否を検討致します。

〈申請手続について〉

※申請を希望される方は、事前に相談・面談が必要となります。

（相談・面談の結果によっては、本事業の申請の対象外となる場合が御座います）

※本人のみならず、委任状提出により、代理人による申請が可能です

※申請後、審査の結果、本事業の対象とならない場合が御座います。

※申請者には、申請時に必要な書類の提出及び調査を受けることが必須となります。

※その他詳細については、宜野座村社会福祉協議会事務局までお問合せ下さい。

〈支援内容（援護の種類）〉

①生活必需品購入に掛かる費用又は生活必需品の提供（購入による物品の提供）

※但し、生活する上で最低限度必要と認めるもの（例：冷蔵庫、電子レンジ等）

②一か月分の家賃支払いに掛かる費用

※グループホーム自己負担分含む

③医療費及び福祉関係施設・事業所等利用に係る費用

※自己負担額の部分のみ

④学業及び部活動等に係る費用又は購入による物品提供

※但し、学業や部活動を行う上で最低限度必要と認めるもの

⑤その他、本会会長が特別に必要と認めたもの

〈支援回数（援護の回数）〉

※援護の回数は、年度内において原則1回のみ

〈支援限度額（援護の限度）〉

※原則、別途、定められている基準額を基準とし、申請者の収支状況、預金残高、希望する内容の見積もり書、請求書、契約書等の確認を行った上で、必要な最低限度金額を算出して、支援を行います。



【お問合せ】

宜野座村社会福祉協議会 事務局
(098) 968-8979

～宜野座村社会福祉協議会の提供する福祉サービスをご利用の皆様へ～

宜野座村社会福祉協議会福祉サービス苦情解決委員会の紹介

私ども、宜野座村社会福祉協議会では、本会が提供する福祉サービスを利用するご利用者の為に、提供する福祉サービスに関する苦情や困りごと、疑問に感じる事案についての相談窓口を「宜野座村社会福祉協議会が提供する福祉サービスに係わる苦情への対応に関する実施要綱」に沿って設置・運営しておりますので、提供するサービスに係る処遇や契約内容等についてお気軽にご相談ください。（秘密は厳重に守られます）

宜野座村福祉サービス苦情解決委員会 TEL 098-968-8979

※苦情の「申出人」の範囲については、サービス利用者（本人）、その家族、民生委員児童委員、利用される（している）サービス提供事業所の職員等、実際受ける（受けている）サービスの提供に関し、状況を具体的かつ的確に把握している者となります。

1. 相談受付・対応方法について

苦情や困りごと等は、来所、文書、電話、メール等により、随時受け付けております。宜野座村社会福祉協議会が運営する苦情解決委員会には、「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」が設置されておりますので、お気軽にご相談ください。また、本会に直接相談がしづらい場合等は、外部の「第三者委員」も設置されておりますので、第三者委員へも直接相談することも可能です。相談を頂いた際は、相談内容を詳細かつ丁寧に確認し、相談者様と内容を十分に精査した上で、話し合いによって相談者様が納得できるよう円満な解決に努めます。

苦情解決委員会名簿

No.	氏名	委員会役職名	所属等
1	金 武 司	苦情解決責任者	宜野座村社協会長
2	平 田 亘	苦情受付担当者	宜野座村社協介護保険事業所管理者長
3	東 由 香 利		宜野座村通所介護事業所管理者
4	並 里 奈 央		宜野座村訪問介護事業所管理者
5	仲 間 司		宜野座村居宅介護ステーション兼 相談支援事業所ハピネス管理者
6	宮 城 清 人		就労支援センターはばたき管理者
7	仲 本 仁		地域活動支援センターアイリス施設長
8	浜比嘉 永 子	苦情解決第三者委員	学識経験者
9	平 田 義 文		宜野座村村民生活課課長（学識経験者）

2. 本会の苦情解決委員会に相談しても解決しない場合や本会の委員会に相談しづらい場合

沖縄県社会福祉協議会が設置する「沖縄県福祉サービス運営適正化委員会」へ相談することも可能です。この委員会には、弁護士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士等、「法律分野」、「医療分野」、「社会福祉分野」の専門職で構成される「苦情解決部会」が設置されており、福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査またはあっせんを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 098-882-5704